

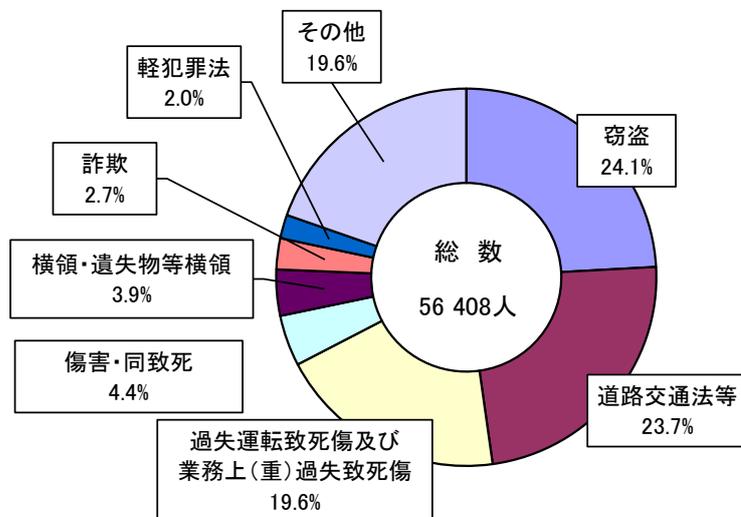
第5-2 少年保護事件の非行別新受人員(令和元年)【家庭裁判所】

(単位：人)

非行分類区分		新受人員
総数		56 408
刑 法 犯 (1)	総数	37 320
	窃盗	13 609
	恐喝	536
	傷害・同致死	2 460
	暴行	1 070
	強盗・同致死傷(強盗・強制性交等を含む)	194
	強制性交等(同致死・集団強姦を含む)	139
	詐欺	1 502
	横領・遺失物等横領	2 228
	盗品譲受け等	334
	住居侵入	841
	わいせつ	709
	過失運転致死傷及び業務上(重)過失致死傷	11 043
	器物損壊等	610
	上記以外の刑法犯	2 045
特別 法 犯 (2)	総数	18 780
	道路交通法等	13 342
	覚せい剤取締法	121
	毒物・劇物取締法	1
	軽犯罪法	1 142
	上記以外の特別法犯	4 174
ぐ犯(3)		308

- (1) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む。  
 (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を除く。  
 (3) ぐ犯とは、20歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年の行為をいう。

少年保護事件の非行別新受人員の構成比(令和元年)  
【家庭裁判所】



※ 百分比を示した数値については四捨五入しているため、その内訳の合計が100と一致しない場合がある。